

秋田分屯基地一般（工事）共通仕様書

- 1件名：低圧ケーブル改修工事

2施工場所：秋田県秋田市雄和椿川字山籠23-26
航空自衛隊秋田分屯基地

3工期：契約締結日～令和7年9月30日

4基地内共通事項
請負者（契約相手方）（以下「請負者」という）は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は検査官及び監督官の指示に従わなければならない。
(1) 請負者は、施工現場において基地の電力及び給水を使用する場合、契約担当官と調整するものとする。
(2) 請負者は、基地及び基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。
(3) 請負者は、基地内において施工に必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
(4) 請負者は、基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
(5) 請負者は、基地内における写真撮影について、工事に必要な場所及び内容だけとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、提出後、完全に消去し保持しないものとする。
(6) 請負者は、工事に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされしていないパソコン等を使用し処理するものとし、必要書類の提出後当該データを消去し、保持しないものとする。

5一般共通事項
(1)一般事項
ア本工事の施工は、本仕様書によるほか、設計図書、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、基地諸規則の定めるところにより、遺漏なく実施するものとする。ただし、本工事に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記されていない事項については、監督官に確認の上実施するものとする。
イ工事の着工及び施工にあたっては、監督官とよく調整し、連絡不十分等による工事の遅延や遅滞などを避けなければならない。
ウ本工事の基地への出入門時間は、平日8時15分から17時00分とする。ただし、これを超える時間については監督官と協議するものとする。
エ基地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督官の指示に従わなければならない。
(2)法令の遵守及び官公庁への手続き
ア請負者は、工事に関する諸規則を遵守し、円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、請負者の負担と責任において行わなければならない。
イ工事の着工、施工及び完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必

要な届出手続き等は遅滞なく行うものとする。
ウイ項に規定する届出手続き等を行うにあたっては、届出内容について、あらかじめ監督官に報告するものとする。
エ関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、請負者側がその検査に必要な資機材及び労務等を提供するものとする。
(3)疑義に対する協議及び軽微な変更
ア設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは監督官に確認するものとする。
イア項の確認を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の処置は契約書等の規定によるものとし、変更に至らない事項は、「工事打合せ簿」によるものとする。
(4)安全管理及び環境保全
ア請負者側（現場代理人）は常駐を原則とし、施工場所の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行う。
イ請負者側（現場代理人）は全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に施工の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。
ウ請負者側（現場代理人）は常に現場の整理整頓を行い、特に施工の開始にあたっては、施工場所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して支障を来たさないような作業方法を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督官に確認するものとする。
エ火気の使用及び溶接作業等を行う場合は、事前に監督官の承認を得るものとし、適切な消火設備及び防火シート等を設けるなど、火災の防止処置を講ずるものとする。
オ建築基準法、建設工事に係る資材の再生資源化に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱により、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努めるものとする。
また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再生資源化に努めるものとする。
(5)養生
既存施設部分、工事的目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないように適切な方法で養生を行うものとする。
(6)清掃及び後片付け
請負者は工事の完成に際し、当該工事に関する部分の後片づけ及び清掃を行うものとする。
(7)工程表
ア請負者は、着工に先立ち、工事内容を監督官と協議の上、工程表を作成し監督官に提出するものとする。
イ請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更後、速やかに提出しなければならない。
(8)施工図、原寸図及び見本
施工図、原寸図及び見本等は、必要に応じて速やかに監督官に提出し、承認

関係者以外不許複製・要返却					隊長	副隊長	班小隊長	施設班長	企画係	係
工 事 件 名	低圧ケーブル改修工事		縮 尺		N O N		航空自衛隊		了	了
	共通仕様書		年 月 日		令和7年6月23日		1／7		了	了
図 面 名							秋田分屯基地			

- を受けなければならない。
- なお、指定色等は、監督官の指示によるものとする。
- (9) 材料
- ア 仮設材及び特に記載されたもの以外は、努めて「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に該当する新品の物品等を使用し、監督官の検査を受けて合格したものを使用するものとする。
- イ 材料等は、試験成績表及び見本等を事前に監督官に提出又は提示し、承認を受けるものとする。材料の規格等は、J I S規格品等を基準とし、特記事項、図面、又は監督官の指示による。
- ウ 特記事項、図面の使用部品及び主たる機器等の変更を要する場合は、事前 にその製品の仕様、金額等について判断（同等品以上）できる書類を提出し監督官の承認を得るものとする。
- (10) 中間技術検査
- 請負者は、工事完成後に隠蔽される部分等で完成検査時に確認が困難な場所 については、監督官と調整の上、適切な時期に検査官の中間技術検査を受け、 検査合格後、工事を続行するものとする。
- (11) 完成検査
- ア 請負者は、監督官と調整の上、検査官の完成検査を受けるものとする。
- イ 監督官及び請負者立会いのもと、完成した目的物について、契約書、施工 図面、仕様書及びその他の関係書類と照合し、合否の判定を受けるものとする。
- ウ 請負者は、完成検査に際し、手直し箇所が生じた場合は、直ちに手直しを 行い、検査官の再検査を受けるものとする。
- (12) 工事写真
- ア 請負者は、仕様書及び設計図書に適合して履行されたことを確認できるよ うに作業前、作業中及び作業後を可能な限り同一方向から撮影し、原本及び アルバムを監督官に提出するものとする。
- イ 写真撮影にあたっては、原則として、工事等名、種目、撮影部位、規格 ・寸法及び撮影時期、施工状況及び請負者名等を黒板（白板）を文字が判読 できるように写しこむものとする。
- (13) 発生材
- 発生材のうち金属くずは、監督官の指示に従い整理し部隊側で定める発生材 調書を添え監督官の指定する場所、日時に引き継ぐものとする。
- (14) 他の構造物及びその他に対する注意
- 請負者は、施工中において、他の構造物及びその他に損傷を与えないよう に十分注意して施工するものとし、損傷させた場合は、速やかに監督官に報告す るとともに請負者の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとす る。
- (15) 図面の複製、貸与
- 設計図書等は、工事施工等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製又は閲 覧させてはならない。
- なお、設計図書等は、工事終了後速やかに返却するものとする。
- (16) 提出書類
- 請負者は、監督官が次に示す書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。

書 類 名	提出期限	様式
臨時入門・立入許可申請書	契約後速やかに	官側
現場代理人及び主任技術者通知書	着工前	官側
経歴書（現場代理人及び主任技術者）	着工前	官側
工事工程表	着工前	官側
材料検査願	都度	官側
発生材調書	都度	官側
工事日誌	都度	官側
工事写真	都度	請負者
出荷証明書及びJIS等規格証明書	都度	請負者
完成検査願	完成後	官側
火気等使用申請書	都度	官側
給水等使用申請書	都度	官側
残業届	都度	官側
その他監督官が指示する書類	都度	官側

関係者以外不許複製・要返却

工 事 件 名	低圧ケーブル改修工事	縮 尺	N O N	図面番号	2 / 7	航 空 自 衛 隊
図 面 名	共 通 仕 様 書	年 月 日	令和 7 年 6 月 2 3 日			秋 田 分 屯 基 地

特記仕様書

1

本工事は、秋田分屯基地一般（工事）仕様書によるほか、本仕様書による。

2

本仕様書は、低圧ケーブル改修工事について規定する。

3

工事仕様

(1)

一般事項

ア

本工事に使用する材料は、公共建築改修工事標準仕様書に適合するものと
し、再使用品及び仮設材を除き、全て同等品以上の新品とする。

イ

使用する材料は、監督官の材料検査に合格したものを使用するものとする。

ウ

施工に先立ち、工程表、施工図等を官側へ提出し、承諾を受けるものとする。

(2)

施工体制台帳の適正な整備について

ア

請負者は、建設業法第24条の7により下請契約を締結するときは、施工
体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書の写し（
下請共）を工事現場に備えるとともに監督官に提出する。

イ

なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

ウ

請負業者は、建設業許可を示す標識、建設業退職金共済制度に関する標識
及び防災保険関係項目の標識等を工事現場直近に掲示する。

エ

請負者は、監督技術者、現場代理人、主任技術者（下請負人の該当技術者
を含む。）及び専門技術者に工事現場内において、工事名、会社名及び社印
の入った名札等を着用する。

(3)

施工要領

ア

図示の内容は標準施工方法を示すものであり、現場の状況を考慮し、細部
の取合い等については、監督官と協議した後施工する。

イ

電気設備工事完了後、絶縁抵抗測定を実施すること。

ウ

ケーブル改修工事後に屋外配電盤側で電圧値の測定を実施すること。

エ

各種試験結果については、受注者様式にて1部作成し官側へ提出すること。

オ

屋内配電盤内のケーブル撤去、配線及び接続作業は、高圧回路を停電させ
て行うものとし、回路の開放、投入及び短絡設置取付けは官側が行う。

カ

マンホール及びハンドホール等の要所のケーブルには、合成樹脂製、フッ
イバ製等の表示札を取付け、区間名、ケーブル種別、完了年月及び受注者名
を表示すること。

キ

マンホール及びハンドホール内のケーブル敷設を行った電線管の開口部か
ら水が管内に侵入しないように防水処理を行うこと。

ク

撤去したケーブルについては、重量を測定した後、監督官の指定する場所
まで運搬すること。

(4)

数量・使用材料表

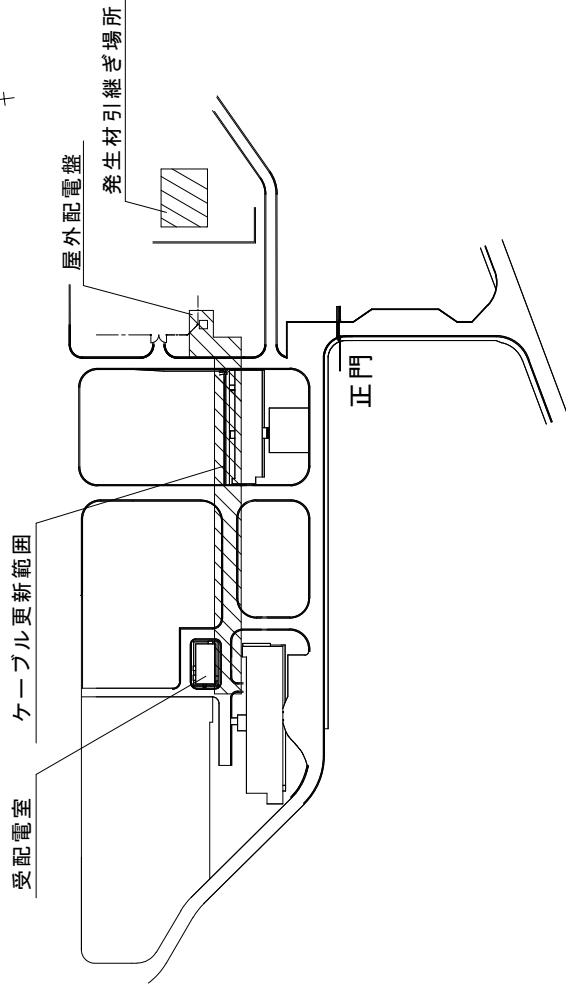
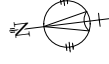
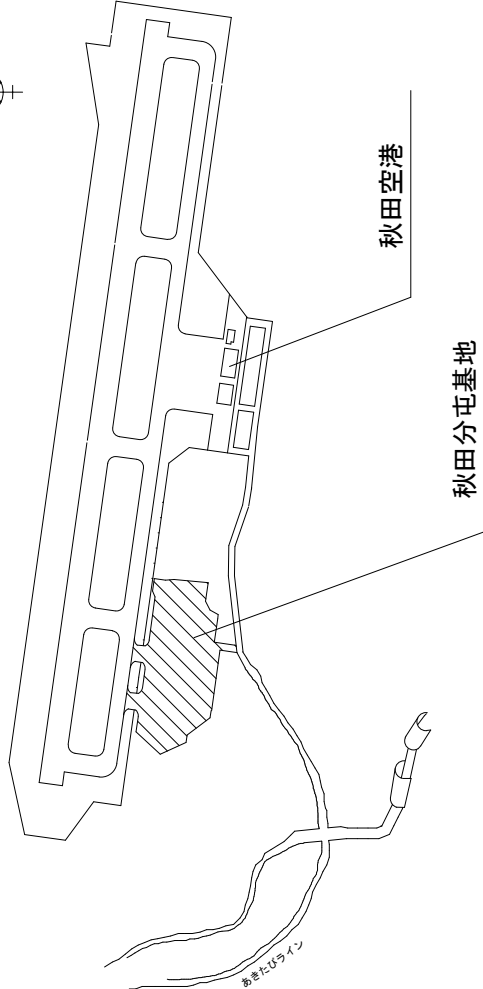
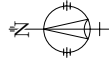
工 事 種 別	規 格 ・ 寸 法 ・ 材 料 等	参 考 数 量	単 位
1 仮設・雑工事			
(1) 養生	養生シート 受配電室内を範囲とする	43.5	m ²
(2) 整理清掃片付け	養生範囲と同じ	43.5	m ²
1 撤去工事			
(1) ケーブル撤去	EM-CE 38 [□] -3C（波付硬質合成樹脂管内）	173.5	m
(1) ケーブル撤去	EM-CE 38 [□] -3C（ビッド内）	9.5	m
2 配線工事			
(1) ケーブル配線	EM-CE 38 [□] -3C（波付硬質合成樹脂管内）	173.5	m
(2) ケーブル配線	EM-CE 38 [□] -3C（ビッド内）	9.5	m

関係者以外不許複製・要返却

工 事 件 名	低圧ケーブル改修工事	縮 尺	N O N	図 面 番 号	3 / 7	航 空 自 衛 隊
図 面 名	特 記 仕 様 書	年 月 日	令和7年6月23日			秋田分屯基地

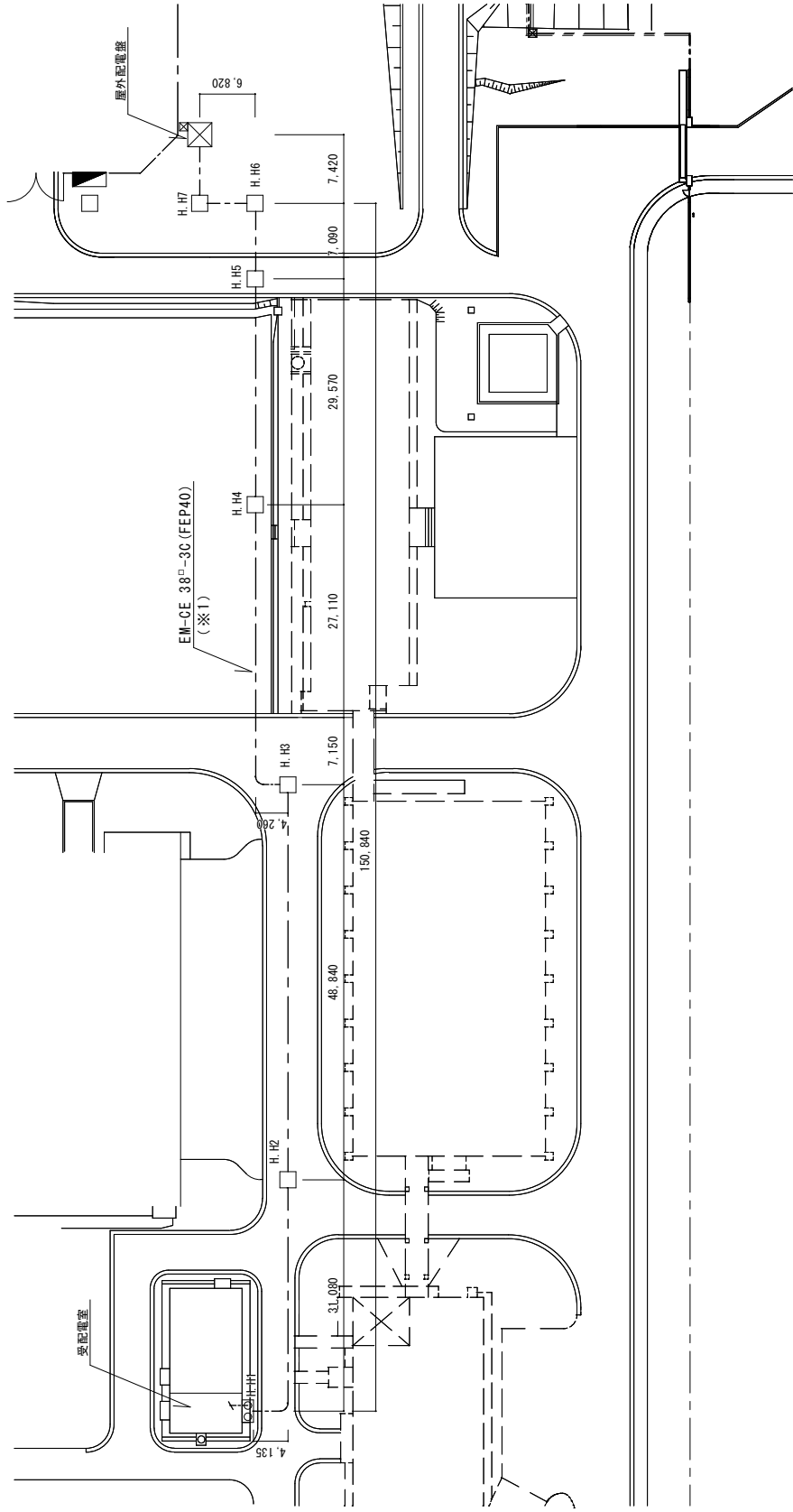
案内図

配置図



関係者以外不許複製・要返却

工 事 件 名	低圧ケーブル改修工事	縮 尺	NON	図面番号	4 / 7	航空自衛隊	隊長	副隊長	班小隊長	施設班長	企画係	係	了	了	了	了																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										



凡 例

記 号	名 称
---	低圧埋設ケーブル (撤去・新設)
□	マンホール・ハンドホール (既設)

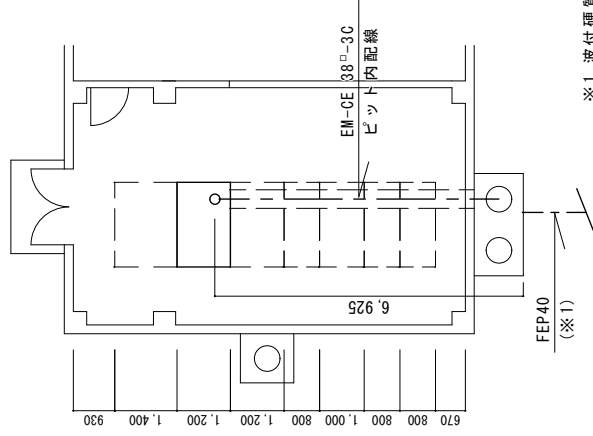
※1 FEP40: 波付硬質合成樹脂管 40φ (既設)

関係者以外不許複製・要返却

工 事 件 名	低圧ケーブル改修工事	縮 尺	N O N	図面番号	5 / 7	航 空 自 衛 隊	隊 長	副 隊 長	班 小 隊 長	施 設 班 長	企 画 係	係
図 面 名	構内配線図	年 月 日	令和 7 年 6 月 2 3 日			秋田分屯基地				了	了	了

受配電室 (平面) 1/120

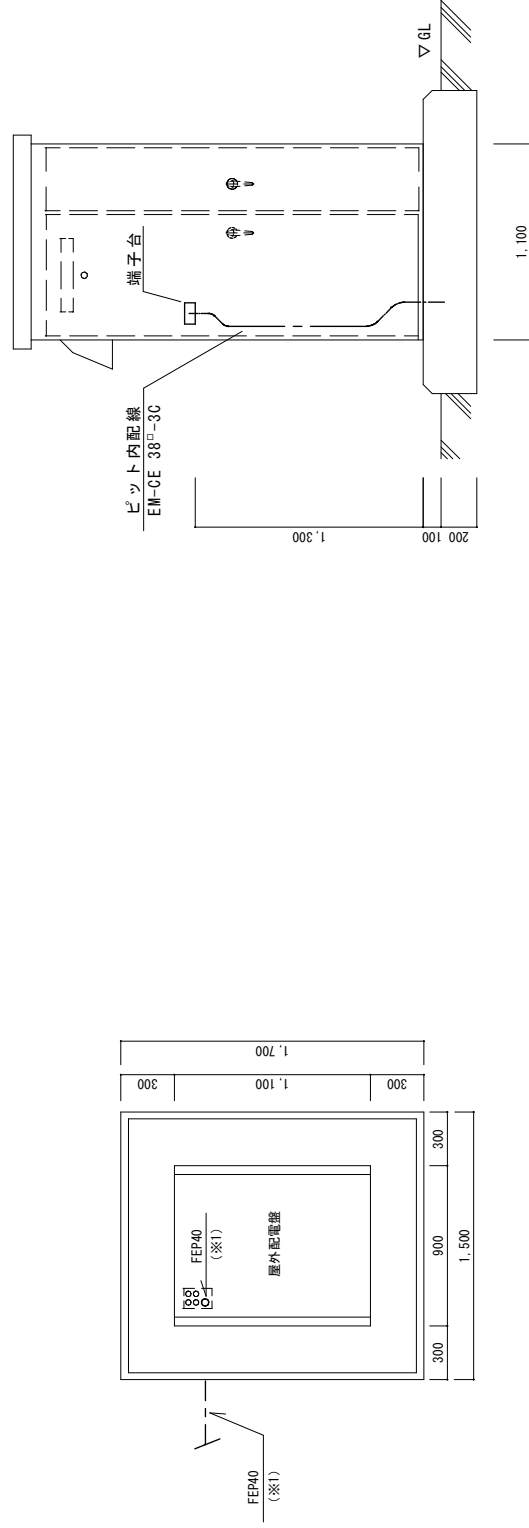
受配電室 (立面) 1/75



※1 波付硬質合成樹脂管 40φ (既設)

屋外配電盤 (平面) 1/30

屋外配電盤 (立面) 1/30



關係者以外不許複製・要返却

工 事 件 名	低圧ケーブル改修工事	縮 尺	図 示	図面番号	6 / 7	航空自衛隊 秋田分屯基地	了	了	了	了
	図 面 名	配線詳細図	年 月 日	令和 7 年 6 月 2 3 日						

工 事 件 名	低圧ケーブル改修工事	縮 尺	NON		図面番号	7 / 7		航空自衛隊	隊長	副隊長	班小隊長	施設班長	企画係	係
	図 面 名	養生平面図	年 月 日	令和 7 年 6 月 2 3 日				秋田分屯基地				了	了	了

関係者以外不許複製・要返却

The drawing is a plan view of a cable modification project. It features a large rectangular area with diagonal hatching, labeled with vertices A, B, C, D, E, and F. Inside this area is a smaller rectangle labeled G. Dimensions are provided: 8,800 for the overall width, 5,325 for the overall height, 1,900 for the width of rectangle G, and 1,400 for its height. There are also smaller dimensions of 300, 350, and 500. A circular feature is shown at the bottom center. The drawing includes various lines, including dashed lines, and a small circle within rectangle G.